

## 地域リハビリテーション支援拠点の設置について

高齢者やその家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関及び介護サービス事業所等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともに、リハビリテーション関係者の連携強化を図ることで、本人・家族を中心とした重層的な支援の輪を広げていくもの。

## 地域リハビリテーション支援拠点

市内2カ所程度、令和3年度より実施予定

## リハビリテーションに関する相談支援

《リハビリテーション相談支援事業》

※R2年度よりモデル事業から本実施へ移行

リハビリテーションに関する専門相談窓口の設置し、ケアマネジャーや介護サービス事業所等の従事者に対して相談対応を実施する。上記相談者からの依頼に応じて、相談者と共に在宅訪問を行い、心身機能の評価や環境調整等、自立支援に資する具体的な助言等を行う。

➤ 相談者のケアマネジメント力の向上及び利用者の自立支援を促進

## その人らしい暮らしの実現に向けた支援ができる人材の育成・活用

《地域リハビリテーション連携推進事業・地域ケア会議推進事業の一部》

地域ケア個別会議のアドバイザーや地域で行う研修会の講師等に派遣できるよう、その人らしい暮らしの実現や生活の質の向上に向けた支援ができる専門職を育成し、登録・派遣できるしくみをつくる。

➤ 専門職が地域の中で活動できる環境づくり

## リハビリテーション関係者のネットワークづくり

《地域リハビリテーション連携推進事業》

区リハビリテーション連絡協議会の設置・運営支援

医療・介護等の従事者が顔の見える関係を築き、リハビリテーションの立場から地域の中で連携・協働できるよう、多職種間（リハ専門職、ケアマネジャー、栄養士、歯科衛生士等）のネットワークづくりを全市的に進める。

➤ 医療・介護等の従事者が地域の中で連携・協働できる環境づくりを全市的に推進

## 地域における介護予防の取組の機能強化

《地域リハビリテーション活動支援事業》

住民主体の通いの場にリハ専門職等が出向き、一人ひとりに適した運動方法等を助言・提案することで、地域活動がさらに効果的なものとなるよう支援を行う。

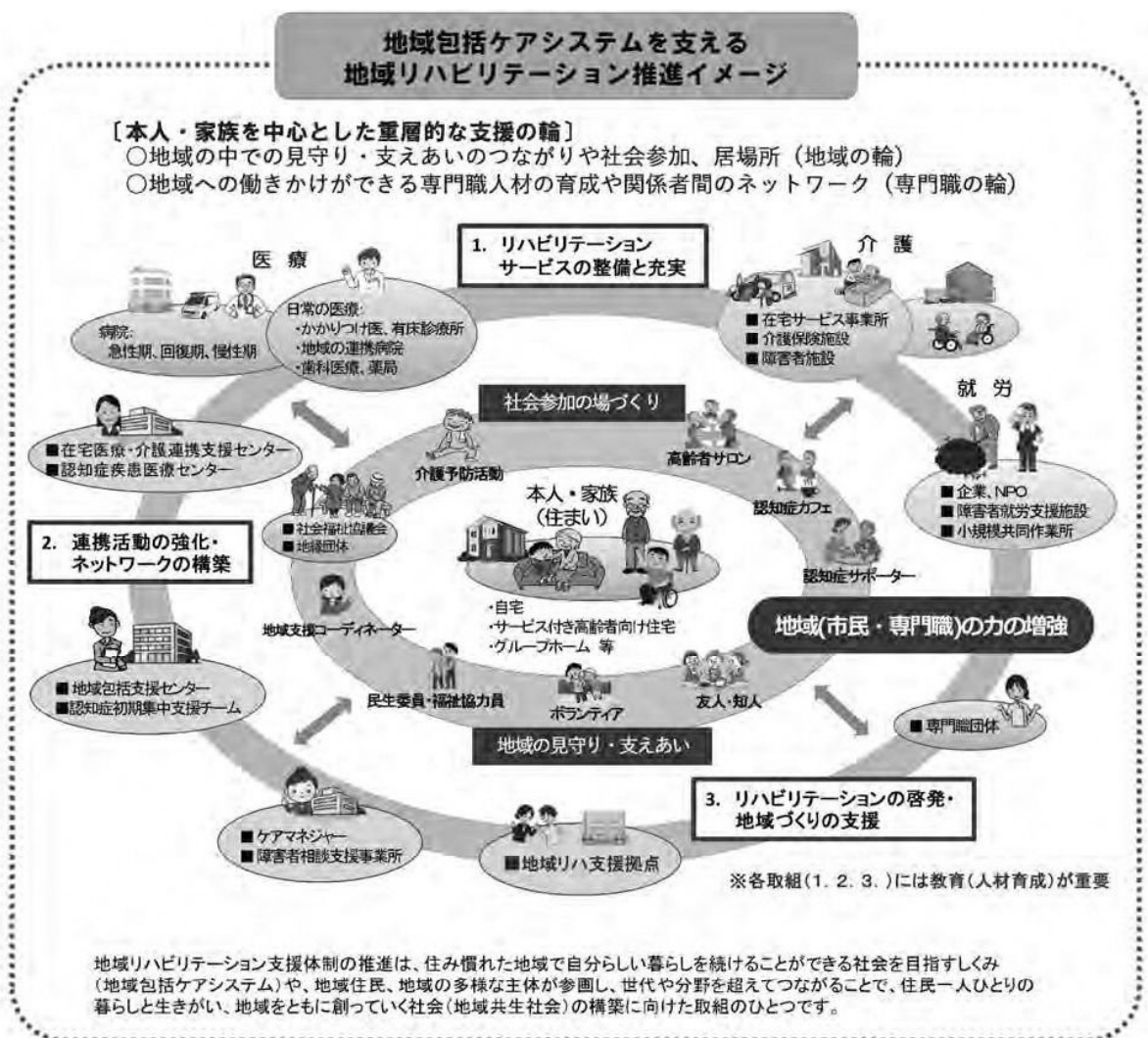
➤ 住民主体の通いの場の取組を一層推進

➤ 地域における介護予防事業の一体的実施により、事業間の連携を図り、効果的かつ効率的に事業を実施

支援を必要とする高齢者や認知症高齢者が増える中で、高齢者本人やその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしく、いきいきとした生活を続けていくためには、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め、生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って活動すること(地域リハビリテーション)が必要です。

これらの取組みを全市的に展開し、市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、医療機関等の協力を得て、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、リハビリテーションに関わる事業を一体的かつ効果的に実施するとともに、リハビリテーション関係者の連携強化をさらに推進していきます。

地域包括支援センターにおいては、自立支援や重度化防止の視点を踏まえた地域ケア会議の開催や、ケアマネジメント研修の中で、生活習慣病予防・重症化予防のミニ講座等を行い、ケアプラン作成にあたって医療との一層の連携を図ります。また、保健・医療・福祉・介護の専門職を始めとした地域の多様な主体への啓発や取組みの支援を行います。



No.	新たな取組み	概要
101	<b>地域リハビリテーション支援拠点の設置</b> (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	高齢者やその家族のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関及び介護サービス事業所等の協力を得て、リハビリテーションに関する相談支援や支援者の育成・活用等に取り組むとともに、リハビリテーション関係者の連携強化を図ることで、本人・家族を中心とした重層的な支援の輪を広げていきます。 <b>【リハビリテーションに関する相談件数】</b> R5年度:650件
102	<b>とびうめ@きたきゅうの推進</b> (保健福祉局地域医療課)	登録した市民の医療・介護・健診等の情報が事業に協力する医療機関で共有される「とびうめ@きたきゅう」を地域包括支援センター等の庁内の関係部署が閲覧できるように環境を整備することにより、市民サービスの向上や業務の効率化を図ります。

No.	継続する取組み	概要
103	<b>リハビリテーションに関する情報発信およびネットワークの構築</b> (保健福祉局地域リハビリテーション推進課)	高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係者が多職種間における連携の仕方や支援技術が学べる研修会等の実施および関係者による区単位でのネットワークの構築に取り組みます。 <b>【リハビリテーション関係者によるネットワークの構築】</b> R1年度:市内4区に設置 → R5年度:市内7区に設置
104	<b>保健・医療・福祉・地域等の関係者の連携による地域福祉の推進</b> (保健福祉局地域福祉推進課)	子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が相互に連携・協働して、支援の必要な人を、地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。



(市民向けリハビリテーション啓発イベント)